

介 保 第 1 1 7 号
平成 2 5 年 4 月 2 4 日

各指定訪問介護事業者 様
各指定介護予防訪問介護事業者 様

秋田市福祉保健部
介護保険課長
(公印省略)

指定訪問介護および指定介護予防訪問介護の営業時間について (通知)

このことについて、指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所 (以下、「訪問介護事業所」という。) によって運営規程に定める「営業時間」の考え方が異なっていることが見受けられることから、本市においては、今後、下記のとおりといたしますのでお知らせします。

各事業者においては、本市に所在する訪問介護事業所の管理者等に周知するとともに、必要に応じて運営規程に関する変更届を提出するようお願いいたします。

記

1 「営業時間」について

運営規程に定める営業時間は、利用者からの相談の対応、居宅介護支援事業所等との連携および指定訪問介護や指定介護予防訪問介護 (以下、「指定訪問介護等」という。) の提供など運営基準 (「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」(平成 2 4 年秋田市条例第 7 1 号) 第 2 章第 4 節および「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 2 4 年秋田市条例第 7 2 号) 第 2 章第 4 節をいう。) に規定する一連の業務を行う訪問介護事業所の職員が 1 以上配置されている時間とします。

2 理由

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第2の2(5)③において、「利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間中においては当該事業所の職員が一以上配置されていなければならないが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に指定訪問介護を提供することも差し支えない。また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該指定訪問介護事業所の職員であって差し支えない。」と規定されております。

このことから、訪問介護事業所の「営業時間」とは、利用者等からの連絡などの対応を行うために、原則として当該事業所内に当該事業所の職員が1以上勤務している時間ということになります。

3 留意事項

特定の利用者に対し、休日や早朝・深夜帯に指定訪問介護等を提供する又は提供している、もしくは併設する事業所等の職員が電話や来客対応できるものとして、当該時間帯も営業時間として運営規程に定めている訪問介護事業所は、適宜、運営規程を変更し、その変更届を速やかに当課に提出してください。

運営規程に定める営業日および営業時間以外であっても指定訪問介護等の提供を行うことはできます。また、運営規程に営業日および営業時間のほかにその旨を規定しても構いません。

担当 介護保険課施設管理担当

直通 018-866-8780

FAX 018-866-2309

E-mail ro-wfkg@city.akita.akita.jp